

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第992号

2019年（令和元年）11月14日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

国民健康保険被保険者に対する保健事業の実施に係る個人情報
を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものか
ら収集することに伴う本人通知の省略，目的外に提供するこ
と及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略並びにコ
ンピュータ処理について（答申）

2019年（令和元年）11月1日付けで諮問（第992号）された国民健康保険被保険者に対する保健事業の実施に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略，目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について，次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要性があると認められる。
- (2) 条例第10条第5項ただし書の規定による本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (3) 条例第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (4) 条例第12条第5項ただし書の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (5) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると，本事務の実施に当たり個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由，目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理を行う必要性は，次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

国民健康保険法第82条第1項の規定に基づき、市町村は、被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない、とされている。

また、2016年（平成28年）4月には、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律により、国民健康保険法第82条が改正され、市町村は疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うよう努めなければならない、とされ、2018年（平成30年）4月には、国民健康保険法に基づく保健事業の実施に関する指針が告示され、医療費全体の適正化を目的として、健診や医療に関する情報を活用するための基盤整備を進めるとともに、個々の被保険者の特性に応じて、生涯にわたる継続的な保健指導に重点を置くこと、医療費の傾向等の分析を行いその結果を踏まえて効果的・効率的な保健事業を行うよう努めること、とされた。

保健事業の実施に当たっては、診療報酬明細書（以下「医療情報」という。）、特定健康診査結果（以下「健診情報」という。）、被保険者情報を突合し、一人一人の健康状態を把握すること、またそれらの情報を分析した上で保健事業実施計画を策定し、その評価を反映するための体制の整備をすることが不可欠である。

現在、保険年金課では医療情報は、国保総合システムを使用して閲覧し、健診情報は、特定健診等データ管理システムを使用して閲覧している。保健事業を実施する際に必要な対象者を選定する作業は、職員がそれぞれのシステムを使用し、手作業でデータを作成しており、保健事業実施計画を策定するための情報の分析及び評価を行う際には、経年的な情報も必要となることから、専門業者に業務を委託している。

今後は、これらの情報を踏まえて保健事業実施計画の見直しを行い、従来実施してきた保健事業を拡充し、生活習慣病重症化予防の中でも糖尿病性腎症に特化した保健指導プログラム等を実施する上で対象者の経年的な健康状態の情報を管理し、重複受診・重複投薬者及び併用禁忌薬の利用者に対する注意喚起を進め、生活習慣病だけではなく介護予防の視点を入れた保健事業の実施を進めていく必要があるが、国民健康保険の加入者は約9万人、レセプトの発生は毎月約11万件、特定健康診査の受診者数は毎年約3万件であり、これらの対象者の情報を突合し、加工し、抽出するためには、膨大な件数のデータ処理と専門的な知識及び技術が不可欠となるため、この業務に特化したシステムを新たに導入し、コンピュータ処理を実施することから、条例第10条、第12条及び第18条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 個人情報を本人以外の者から収集する必要性について

今回、保険年金課で新たに導入するシステムは、効果的・効率的

な保健事業を実施するために突合CSVデータを活用し、コンピュータ処理を行うものである。国民健康保険被保険者の医療情報は、医療機関が作成した後、国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に提出され、KDB（国保データベース）システム（以下「KDBシステム」という。）に保管される。

健診情報は、特定健診実施医療機関から紙で提出された特定健康診査票を、国が定める基準に基づき、本市で電子ファイル化し、専用回線でKDBシステムにアップロードする。

国保連では、KDBシステムにおいて、被保険者情報、医療情報及び健診情報をそれぞれ保管しているおり、これらを被保険者一人一人に紐づけた突合CSVデータを作成していることから、国保連から個人情報収集する必要がある。

(3) 個人情報を本人以外の者から収集することに伴う本人通知の省略について

医療情報は収集元が医療機関であること、対象者は毎月変化しその件数が膨大であること、またその後作成される突合CSVデータを入手することによってはじめて本人特定ができることから、事前に個別通知することは困難である。

そのため、本人通知は省略するが、毎年藤沢市の全世帯に配布している、成人検診のお知らせ及び本市ホームページ上に医療情報や健診情報等の個人情報の取扱いについて掲載することで事前に周知を図る。

(4) 個人情報を目的外に提供する必要性について

新たに導入するシステムは、パッケージソフトを事前にインストールした端末機を賃貸者より借り受け、保険年金課に設置する。作成したデータは市内におけるデータ保管専用室に設置する。

国保連から収集した突合CSVデータは、職員が取り入れる作業を行い、データの抽出や加工等は特定の職員が実施する。

システムの運用開始に当たり、設置時の稼働状況の確認及び保守点検等の際には、端末機の操作を賃貸者が行うことになるため、賃貸者は、条例等を遵守するとともに、第三者に保守業務を委託する場合は、当該事業者遵守させる一切の義務を負うこととし、これらの義務については賃貸借仕様書において定める。

なお、個人情報を目的外に提供する際は、保険年金課及びデータ保管専用室で、職員の立会いのもとに実施される。

(5) 個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供することに伴い通知すべき相手は多数であり、通知する費用や事務量が過分に必要となることから、実施機関の事務処理の効率性が著しく損なわれるため、本人通知を省略するものである。

(6) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理を行う必要性について

個々の被保険者の特性に応じて、生涯にわたる継続的な保健指導の実施、及び医療費の傾向等の分析を行い、その結果を踏まえて効果的、効率的な保健事業を実施するためには、被保険者一人一人の医療情報や健診情報を集約し、活用するための体制整備が不可欠である。

国民健康保険の加入者は約9万人、レセプトの発生は毎月約11万件、特定健康診査の受診者数は毎年約3万件であることから、大量かつ複雑な情報を迅速に処理し、データの検索、抽出、処理、加工を行うためにはコンピュータ処理をする必要がある。

イ コンピュータ処理を行う個人情報の項目

(ア) 被保険者情報（国民健康保険加入者の台帳情報）

被保険証記号・番号、カナ氏名、生年月日、個人宛名番号、性別、住所、住所コード、加入日、喪失日

(イ) 医療情報（医科・歯科・調剤診療報酬明細書（レセプト）の情報）

被保険証記号・番号、カナ氏名、生年月日、レセプト診療年月日、医療機関コード、診療日数、請求点数、疾病名コード、薬局コード、処方日数、医薬品名、薬効

(ウ) 健診情報（特定健康診査データ）

被保険証記号・番号、個人宛名番号、カナ氏名、生年月日、性別、住所、健診受診日、健診番号、健診結果情報、実施医療機関、社保支払基金番号

ウ コンピュータ処理の流れ

提出資料「今後の事務処理の流れ」のとおり

(7) 安全対策について

ア 市の安全対策

(ア) 端末機及びサーバーは専用のもを使用し、外部ネットワークとは接続しない。また、端末機の設置及び操作は保険年金課執務室内とし、ワイヤーロックで施錠する。

(イ) 端末機操作については、ユーザーID及び暗証番号による認証を行い、操作者を限定することとし、使用の記録を管理する。また、暗証番号については、定期的に変更する。

(ウ) 端末機で作成したデータは、このシステム専用のサーバーに保管する。このサーバーは、データ保管専用室内にある、鍵のかかる棚に設置する。

(エ) 国保連から保険年金課への突合CSVデータの運搬は、委託契約を締結したセキュリティ便を使用し、あらかじめ特定した職員が受け取り、収受の記録を管理簿に記載する。

(オ) 関係職員については、個人情報や情報セキュリティに関する必要な研修及び指導を行う。

イ 賃貸者に求める安全対策

(ア) 業務責任者及び操作者については限定し、名簿を提出させ、守

秘義務違反に関する責任の所在を明確にさせる。

- (イ) 機器設置時の操作及び保守点検時の操作は、保険年金課執務室内で職員の立合いの上実施し、不正な持ち出し、改ざん、破壊、紛失、漏えいなどが行われないよう管理を行い、作業記録を記載させる。
- (ウ) 立合いができる職員は、端末操作についてユーザー I D 及び暗証番号による認証を行うことができる者とする。
- (エ) 保守等の際も外部ネットワークとは接続しない環境で作業を行わせる。
- (オ) やむを得ず紙に出力したデータについては、作業室内でシュレッダーなどにより確実かつ速やかに廃棄させる。
- (カ) 情報については、市の許諾なく複写又は複製はさせない。
- (キ) 個人情報の管理について、業務従事者に周知徹底することを義務付け、適正に行われているか点検を行うことができるものとする。

以上、個人情報を取り扱う場合については、条例、藤沢市情報セキュリティポリシー、藤沢市コンピュータシステム管理運営規程並びにデータの保護及び秘密の保持等に関する仕様書を遵守し、個人情報の保護及び安全の確保に努める。

(8) 実施時期

- ア システム導入予定日
2020年（令和2年）2月以降
- イ 運用開始予定日
2020年（令和2年）3月以降

(9) 提出資料

- ア 現在の事務処理の流れ
- イ 診療報酬明細書（医科入院外）
- ウ 診療報酬明細書（医科入院）
- エ 診療報酬明細書（歯科）
- オ 調剤報酬明細書
- カ 藤沢市こくほ（特定）健康診査票
- キ 今後の事務処理の流れ
- ク システム構成図
- ケ 賃貸借契約書
- コ データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書
- サ 藤沢市国民健康保険保健事業システム賃貸借仕様書
- シ 藤沢市コンピュータシステム管理運営規程
- ス 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」(1)から(5)までのとおりの判断をするものである。

(1) 個人情報をも本人以外のものから収集する必要性について

実施機関では、保険年金課で新たにシステムを導入し、効果的・効率的な保健事業を実施するに当たり、国保連において被保険者情報、医療情報及び健診情報を被保険者一人一人に紐づけた突合CSVデータを活用し、コンピュータ処理を行うことから、国保連から個人情報を収集する必要がある、としている。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集する必要性があると認められる。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

実施機関では、医療情報は収集元が医療機関であること、対象者は毎月変化しその件数が膨大であること、またその後作成される突合CSVデータを入手することによってはじめて本人特定ができることから、事前に個別通知することは困難である、としている。

また、毎年藤沢市の全世帯に配布している、成人検診のお知らせ及び本市ホームページ上に医療情報や健診情報等の個人情報の取扱いについて掲載することで事前に周知を図る、とのことである。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(3) 個人情報を目的外に提供する必要性について

実施機関では、システムの運用開始に当たり、設置時の稼働状況の確認及び保守点検等の際には、端末機の操作を賃貸者が行うことになるため、個人情報を目的外に提供する必要がある、としている。

また、個人情報を目的外に提供する際は、保険年金課及びデータ保管専用室で、職員の立会いのもとに実施される、とのことである。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に提供する必要性があると認められる。

(4) 個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

実施機関では、個人情報を目的外に提供することに伴い通知すべき相手は多数であり、通知する費用や事務量が過分に必要となることから、実施機関の事務処理の効率性が著しく損なわれる、としている。

以上のことから判断すると、個人を特定することが困難であるときは、個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(5) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について、次のように述べている。

個々の被保険者の特性に応じて、生涯にわたる継続的な保健指導

の実施，及び医療費の傾向等の分析を行い，その結果を踏まえて効果的，効率的な保健事業を実施するためには，被保険者一人一人の医療情報や健診情報を集約し，活用するための体制整備が不可欠である。

国民健康保険の加入者は約9万人，レセプトの発生は毎月約11万件，特定健康診査の受診者数は毎年約3万件であることから，大量かつ複雑な情報を迅速に処理し，データの検索，抽出，処理，加工を行うためにはコンピュータ処理をする必要がある。

以上のことから判断すると，コンピュータ処理の必要性が認められる。

イ 安全対策について

実施機関が「2 実施機関の説明要旨」(7)のア(ア)から(オ)まで及びイ(ア)から(キ)までにおいて示す安全対策は，次のとおりである。

(ア) 市の安全対策

- a ネットワークを通じた情報漏えいを防止するための措置
ア(ア)
- b 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置 ア(イ)，ア(エ)
- c データの安全性を高めるための措置 ア(ウ)，ア(エ)
- d 日常的な安全対策 ア(ア)，ア(イ)
- e その他安全対策を高めるための措置 ア(ウ)，ア(オ)

(イ) 賃貸者に求める安全対策

- a ネットワークを通じた情報漏えいを防止するための措置
イ(ウ)，イ(エ)
- b 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置 イ(ア)，イ(ウ)
- c データの外部への持ち出しを防止するための措置 イ(ウ)
- d 情報の改ざんを防止するための措置 イ(ウ)
- e データを確実に消去するための措置 イ(オ)
- f 実施機関が安全対策を確認できるようにするための措置
イ(ア)，イ(キ)
- g その他安全対策を高めるための措置 イ(カ)

以上，個人情報を取り扱う場合については，条例，藤沢市情報セキュリティポリシー，藤沢市コンピュータシステム管理運営規程並びにデータの保護及び秘密の保持等に関する仕様書を遵守し，個人情報の保護及び安全の確保に努める。

以上のことから判断すると，安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以上に述べたところにより，コンピュータ処理を行うことは，適当であると認められる。

以 上